

「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第二条第三項第一号に規定する法務省令で定める者を定める省令案」
に関する意見募集の結果について

法務省民事局参事官室

令和5年9月29日（金）から同年10月30日（月）まで、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第二条第三項第一号に規定する法務省令で定める者を定める省令案」に関する意見募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたが、今回の意見募集の対象となっているものではありませんでした。

御協力ありがとうございました。

【本件に関するお問い合わせ先】

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5967）